

協定ニュースレター

令和8年7月31日発行：第54号

◆◆ 建築協定の周知へのご協力をお願い ◆◆

令和7年12月9日、10日、17日、18日の4日間で、市内の指定確認検査機関・不動産関係協会・建築士事務所協会等13団体を訪問しました。建築協定の制度の趣旨の説明・確認を行うとともに、建築協定の適切な運用のため運営委員会が発行している「建築協定適合確認書」の活用の周知をお願いしました。

建築協定の制限は建築基準法による制限とは異なり、建築確認で審査はされません。そのため、売買や設計、建築確認申請を出されるタイミングなどで、計画地の建築協定の有無や制限内容の確認をしてもらい、できる限り各地区の建築協定運営委員会と事前協議をしてもらえるよう、例年、関係団体に協力をお願いに伺っています。



▲ 訪問先でのお願いの様子

◆◆ 建築協定を更新した地区のご紹介：洲山町3丁目町内会及び近隣地区建築協定 ◆◆



- 更新前の建築協定地区の範囲
- 更新後の建築協定地区の範囲

■ 変更概要

- ・地区の名称の変更
- ・建築協定地区の範囲の変更
- ・制限の見直し(暴力団事務所・ホテル等宿泊施設・民泊の禁止を追加)

■ 最初の認可年月日：平成18年3月27日

■ 最近の認可年月日：令和8年3月27日

■ Q&Aコーナー

Q. 地区の範囲を変更することとなった理由は？

A. 近隣のマンション建設を契機に、隣接する洲山町1丁目の住民の皆さんから、低層な住環境を守るため参加を希望する旨のお話があり、範囲を広げました。

Q. 民泊や宿泊施設を禁止した理由は？

A. 不特定多数の方が短期間で入れ替わり利用する民泊や宿泊施設は、騒音やごみ出し、防犯面などにおいて周辺住民との生活環境への影響が懸念されることから、良好な住環境の維持を目的として禁止対象に追加しました。

Q. 今後、更新を控える地区に一言

A. 協定の更新は、地域の実情に合わせた制限内容の見直しと、新しい担い手づくりの良い機会です。準備などで大変なこともあります。地域の皆さまと声を掛け合いながら、更新に向けて取り組んでいただければと思います。

洲山町3丁目町内会及び近隣地区
建築協定の制限の概要等は市公
式ウェブサイトからご確認ください。



◆◆ 令和7年度 全地区委員長会議を開催 ◆◆

令和8年1月21日に全地区委員長会議を開催し、「建築協定の発端と地区の特徴・課題」について話し合いました。参加者の皆様からいただいた主な意見をご紹介します。

■ Aグループ【参加区：千種区・瑞穂区・緑区】

- ・マンションやラブホテル建設等が協定締結の発端となる地区がある一方で、第1種低層住居専用地域のため、高層の建物が建築される心配が少ない地区もあった。
- ・子ども部屋等の部屋が多い場合、将来、部屋が余ることが想定される。余った部屋を将来、民泊としての利用の心配があるものの、事前協議段階での対応は難しい。
- ・建築協定があると知らずに引越される方が増えており、将来、協定が不要と考える方が増える可能性がある。そのため、町内会で顔を知ってもらう等、協定への理解を広げていくことが大切。

■ Bグループ【参加区：千種区・東区・昭和区・瑞穂区・緑区】

- ・グループすべての地区の協定締結の発端はマンション建設。
- ・民泊はごみ出し等の管理面が課題。また、民泊に限らず、建物管理者が変わり、問合せ先がわからなくなって困ったことがあった。
- ・自治会未加入の住民もいるなか、協定運営の担い手確保が課題。自治会とのつながりは重要で、自治会や町内会を巻き込まないと続かないと思う。

■ Cグループ【参加区：千種区・東区・昭和区・緑区】

- ・協定締結の発端はマンション建設。
- ・協定発足当時は地域全体の関心が高かったが、年数の経過とともに運営委員会も含めた地域の関心が下がっているように感じる。関心が下がると、協定運営の担い手が見つからない。
- ・協定の範囲が町内会と一致していない場合、町内会との連携が難しい。その場合でも、回覧板による周知等であれば、協力を得られるかもしれない。



▲ 発表の様子



リニューアル



名古屋市からのお知らせ

名古屋市公式ウェブサイトのリニューアルに伴い、建築協定を紹介するページのURLが変更となりました。新しいページは、以下の二次元コードからご覧いただけます。



◀◀ 建築協定

建築協定制度の概要説明するページ

建築協定地区 ▶▶

建築協定地区の概要ページへのリンク集



◀◀ 建築協定連絡協議会 資料室

連絡協議会発行のパンフレット等を掲載